

寝具等洗濯業務処理仕様書

1 業務委託の内容

- (1) 洗濯物については、別添「積算内訳」の品目とする。
- (2) 洗濯物の洗濯、乾燥及びたたみ、また、必要に応じアイロン仕上げを行うこと。
- (3) 洗濯物を毎日（日曜日、祝日及び年末年始を除く）受け取り、受け取った翌々日（日曜日及び祝日のときは翌日）に納入すること。

ただし、毎月2回土曜日に業務を要しない日を設けるものとする。

- (4) 洗濯物を納入する場合は、その都度検査を受けること。検査で不合格となったものがあるときは、遅滞なく引き取り手直しをすること。
- (5) 別添「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」（平成5年2月15日付け厚生省健康政策局指導課長通知別添1及び別添2）に従い適正に洗濯すること。
- (6) その他、洗濯に係る施設、設備及び方法等については、当センターの指導を受け、またはその指導に従うこと。

2 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 契約の方法

契約の方法は、単価契約とする。